

使用料等の 5 回目の特例的措置について
(報告)

江東区使用料検討委員会

令和 4 年 8 月



スポーツと人情が熱いまち
江東区

【目 次】

1. 使用料等改定の経緯	P. 1
2. 特例的措置の実施について	P. 1
3. 令和4年10月以降の特例的措置の取扱いについて	P. 2
4. 検討結果	P. 3
5. 区民等への周知について	P. 4
6. 資料編	P. 5

1. 使用料等改定の経緯

本区では、公共施設の効率的な管理運営を行うとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料等の定期的な検証を実施し、必要に応じて改定を行ってきた。

平成 24 年度以降、使用料等の見直しは、原則として 4 年ごとに行うこととしており、改定年次にあたる令和 2 年度に向け、令和元年度中に使用料等の決算分析を実施し、検討を行った。

その結果、今回の見直し検討においては、令和 2 年 10 月から、対象施設について、原則として一律 20%の料金引き上げを行うこととした。

(報告資料 「使用料等の見直しについて (令和元年 11 月)」)

2. 特例的措置の実施について

令和 2 年第一回区議会定例会での条例改正案可決後の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大は、本区の各種施設の運営においても大きな影響をもたらした。

本区では、利用者の安全性を鑑み、令和 2 年 2 月 20 日以降、新型コロナを理由とする施設利用のキャンセルについては、キャンセル料を徴収せず、使用料等を全額返還する等の対応を図ってきた。

令和 2 年 5 月に緊急事態宣言解除後、休館中であった各施設は段階的に再開したところであったが、その利用については、定員数や利用時間帯等に一定の制限を設ける形での運営を余儀なくされた。

施設の使用料等については、本来的には「場の提供」に対する対価であることから、定員の制限が即ち使用料等の減額理由になるとは言い難いものの、一方で、本区のみならず世界的に未曾有の緊急事態の中で、本区施設を使用して活動をしている各種文化団体やスポーツ団体、また、個人利用者に対し、本区独自の支援策ができないかの検討を行い、区独自の施設利用者への支援策として、使用料等改定後、令和 2 年度の利用にあたっては、貸切・個人利用を問わず、改定前の料金への据置き対応を特例的な措置として実施することとした。

(報告資料 「使用料等の特例的措置について (令和 2 年 8 月)」)

その後についても、以下のとおり 3 度にわたり特例的措置の延長を決定してきたところである。

- 令和 3 年 1 月に、各施設における定員数や利用時間帯等の利用制限の状況、新型コロナの感染者数等を踏まえ、令和 3 年 9 月末まで特例的措置の期間を延長することを決定した。

(報告資料 「使用料等の特例的措置の延長について (令和 3 年 1 月)」)

- 令和 3 年 8 月に、東京都へ 4 度目となる緊急事態宣言が発出され、利用制限の状況が継続していること等から、令和 4 年 3 月末まで特例的措置の期間を再延長することを決定した。

(報告資料 「使用料等の特例的措置の再延長について (令和 3 年 8 月)」)

- 令和4年1月に、新型コロナの感染者数が急増し、利用制限の状況が継続していること等から、令和4年9月末まで特例的措置の期間を延長することを決定した。(4回目の特例的措置)
(報告資料 「使用料等の4回目の特例的措置について(令和4年1月)」)

3. 令和4年10月以降の特例的措置の取扱いについて

東京都におけるリバウンド警戒期間が令和4年5月22日をもって終了となったほか、各施設における利用制限にも一定の緩和が図られるなど、施設の利用環境については改善の兆しを見せていた。

しかし、令和4年7月前後を境に新型コロナの感染者数が再び急増し、第7波と見られる状況へと変化しつつあることから、現時点において令和4年10月以降の状況は見通せない。

そこで、10月以降の特例的措置の取扱いについて再度検討を行うこととした。

なお、検討にあたっては、使用料検討委員会幹事会の中より、使用料等の対象施設所管幹事を構成員とした検討部会を組織したところである。

【開催実績】

令和4年7月13日 令和4年度第2回使用料検討委員会幹事会

- ・使用料等の特例的措置について

令和4年8月19日 令和4年度第3回使用料検討委員会幹事会(全体会)

- ・使用料等の5回目の特例的措置について(報告書案)

令和4年8月19日 令和4年度第2回使用料検討委員会

- ・使用料等の5回目の特例的措置について(報告書案)

4. 検討結果

●区独自の施設利用者への支援策として実施する使用料等の特例的措置について、令和5年3月末まで期間を延長する。(5回目の特例的措置)

(1) 5回目の特例的措置について

①新型コロナが今後収束したとしても施設においては引き続き利用制限等の措置が必要となる可能性があるとともに、当面の間は基本的な感染防止対策の徹底を前提とした施設運営が見込まれること、また、②今回の特例的措置はコロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援として実施していることから、引き続き収束の状況にないことなどを総合的に勘案し、令和4年9月30日までを期限とする特例的措置を令和5年3月31日までに延長(6か月間の延長)することとした。

これは、令和4年10月以降の状況が不透明であることや、国のワクチン接種事業(オミクロン株対応)が今秋以降に開始される見込みであること等を考慮し、前回の特例的措置延長と同様に6か月間と設定したものである。

なお、減額の手法等については、令和2年10月より実施している特例的措置に準ずるものとする。

(2) 令和5年4月1日以降の取扱いについて

令和5年4月1日以降の取扱いについては、10月以降の状況を注視し、改めて判断することとする。

(3) 令和4年度予算への影響について

5回目の特例的措置により影響が生じる、区で徴収する使用料及び各施設への指定管理料等については、令和4年度一般会計補正予算(第3号)において反映を行う。

なお、5回目の特例的措置に係る影響額については、資料編P7のとおりである。

(単位：千円)

対応	期間	影響額
特例的措置	R2.10—R3.3	△ 70,164
特例的措置延長	R3.4—R3.9	△ 92,514
特例的措置再延長	R3.10—R4.3	△ 72,030
特例的措置(4回目)	R4.4—R4.9	△ 78,326
特例的措置(5回目)	R4.10—R5.3	△ 67,167
合計		△ 380,201

※当初予算及び補正予算における影響額を記載

5. 区民等への周知について

本取扱いについては、9月からの第三回定例会にて報告予定である。区民等への周知としては9月以降、区報・区ホームページ等で周知を図るとともに、各施設においても利用者への周知を開始する予定である。

6. 資 料 編

特例的措置(5回目)による影響額(補正3号反映分)

【歳入】

(単位：千円)

No.	款	項目	影響額
1	使用料及び手数料	男女共同参画推進センター使用料	△ 263
2	使用料及び手数料	区民館使用料	△ 1,146
3	使用料及び手数料	青少年交流プラザ使用料	△ 122
4	使用料及び手数料	老人福祉センター使用料	△ 72
5	使用料及び手数料	福祉会館使用料	△ 22
6	使用料及び手数料	児童館使用料	△ 67
7	使用料及び手数料	豊洲西小学校地域開放施設使用料	△ 949
8	使用料及び手数料	教育センター使用料	△ 108
合 計			△ 2,749

【歳出】

(単位：千円)

No.	款	中事業名	影響額
1	総務費	男女共同参画推進センター管理運営事業	290
2	総務費	スポーツ施設管理運営事業（屋内施設部分）	17,499
3	総務費	スポーツ施設管理運営事業（屋外施設部分）	11,592
4	総務費	地域文化施設管理運営事業	22,642
5	総務費	江東公会堂管理運営事業	9,742
6	民生費	福祉会館管理運営事業（公設民営）	21
7	民生費	児童・高齢者総合施設管理運営事業	589
8	民生費	児童館管理運営事業（公設民営）	27
9	産業経済費	歴史文化施設管理運営事業	1,577
10	産業経済費	産業会館管理運営事業	439
合 計			64,418

財政影響額

△ 67,167

江東区使用料検討委員会の設置及び運営に関する要領

昭和55年5月12日

庁議決定

(設置)

第1条 江東区における使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金を含む。以下同じ。）の適正化を図るため、江東区使用料検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために必要な調査研究を行い、適正な使用料案を作成し区長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、政策経営部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会から付託された事項について調査研究し、計画案を委員会に提出する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、政策経営部財政課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を

を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月24日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長、地域振興部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、健康部長、子ども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長

別表第2 (第5条関係)

企画課長、総務課長、経理課長、男女共同参画推進センター所長、経済課長、文化観光課長、スポーツ振興課長、青少年課長、区民課長、豊洲特別出張所長、福祉課長、長寿応援課長、障害者施策課長、健康推進課長、子ども家庭支援課長、温暖化対策課長、住宅課長、管理課長、道路課長、河川公園課長、施設保全課長、交通対策課長、学務課長、教育センター所長